破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１１３号
山形県鶴岡市睦町３番13号
破産者　石川　俊志
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第６号
山梨県甲府市里吉４丁目６番41号
破産者　芦川　浩一
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６４３５号
大阪市西成区旭２丁目２番23号
破産者　太田仙奎こと　宋　　仙奎
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２８５号
宮城県黒川郡富谷町あけの平３丁目34番地12
破産者　佐藤　公雄
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６６号
仙台市宮城野区福室２丁目６番45―605号
破産者　冨永孝太郎
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
仙台市若林区上飯田４丁目15番27号
破産者　佐々木由子
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１号
仙台市宮城野区幸町２丁目１番16号　コーポお菊207
破産者　森村まゆみ
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２５号
名古屋市緑区鳥澄２丁目427　マンション細根305号室、住民票上の住所愛知県東海市中央町６丁目221番地
破産者　古田　修子
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１２６号
名古屋市緑区鳥澄２丁目427　マンション細根305号室、住民票上の住所愛知県東海市中央町６丁目221番地
破産者　古田　隆伸
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７１２号
愛知県春日井市高蔵寺町６丁目１番地23　グリーンコーポ望川101号、開始決定時の住所愛知県尾張旭市桜ヶ丘町２丁目223番地　ライオンズヒルズ桜ヶ丘402号
破産者　加藤　　充
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９９号
大阪府泉南郡熊取町紺屋１丁目３番13号
破産者　高田（佐）織布工場こと　高田　佐平
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２２２号
大阪府河内長野市南青葉台26番７号
破産者　目黒　和弘
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
神戸市垂水区福田５丁目２番15号
破産者　山本　清美
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４４号
神戸市兵庫区熊野町５丁目８番12号
破産者　野田　　堅
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７７号
兵庫県姫路市書写283番地１コーポＫⅢ102号室
破産者　横山　康則
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５６３号
北海道旭川市西神楽１線15号357番地の25
破産者　小澤　光博
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２号
北海道旭川市末広８条３丁目5392番地の26
破産者　畠山　　敏
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部